

## ～3knots 会員規約～

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 3Knots ースリーノットー という。  
ただし、登記上これを特定非営利活動法人 3Knots と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福岡県筑紫野市に置く。

(目的)

第 3 条：この法人の活動は、文化芸術分野で各活動を組織化する事により、活躍の場などの開拓をするとともに、地域のふれあいの場として、人づくり、地域社会創りに貢献することを目指します。

(具体的活動内容)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) サイトを制作し公開する。
- (2) 各種イベントを主催する。
- (3) 各イベント、教室、ワークショップ等の告知を行う。
- (4) 各登録会員の活動をサポートする
- (5) その他、目的の達成に必要な活動を行う。

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 文化芸術分野で活躍する表現者の活動に関する事業
- (2) 地域活性化のためのイベント、セミナー開催事業
- (3) グリーン、ブルーツーリズムに関する事業
- (4) 第 3 条の目的を達成するために必要な指定管理者制度に係る施設の管理運営  
受託事業

(会員・登録会員)

第 6 条：この法人の会員とは、上記目的及びその活動に賛同し、本規約を承認の上入会を申し込んだもののうち、この法人が入会を認めた者をいう。

(会員の種別)

第 7 条：この法人の会員は次の2種類とする。

- 1) 正会員 [推進会員] .....各会議に出席し、共に法人を盛り上げ、運営活動に携わりながら推進する個人、法人、団体。
- 2) 登録会員 [賛助会員] .....法人が表現者の活動を広げるお手伝いをする個人、法人、団体。

(入会手続)

第8条：会員となるには、この法人の定める申込書ないし申し込みメールフォームに登録内容を記載のうえ、電子メールもしくは郵送などにて提出し、提出内容を確認。その後、この法人が入会を認めたものは、この法人の定める口座に別に、定める額の入会金及び年会費を振込むこととし、これをもって会員登録とする。

- 2 代表理事は正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 代表理事は、第1項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会金)

第9条：登録会員に関しては、入会時に入会金として**12,000円**納入するものとする。

(年会費)

第10条：年度は毎年7月から翌6/末までとし、正会員及び登録会員は、毎年7月末日までに翌年度の年会費**6,000円**を、協会指定の口座に振り込むものとする。

- 2 2年以上年会費を滞納した者は、会員の資格を失うものとする。

(会費)

第11条：各種イベント等開催の際、必要に応じて各会員が会費を納入しなければならない。

(退会)

第12条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなす。
  - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体、法人が消滅したとき。
  - (2) 会費を2年以上滞納したとき。
  - (3) 除名されたとき。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この法人の定款又は規則に違反し、又は公序良俗に著しく反する行為をしたとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第14条 この法人は、すでに納入された会費及びその他の拠出金品は返還しない。